外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

の施設基準に係る届出書添付書類

以下について確認の上、	、☑を記載すること
-------------	-----------

毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関	コード	
保険医療機関名		
所在地	都道府県	
ᄁᅚᅚ	住所	
開設者名		
連絡先	担当者氏名	
と作ん	電話番号	

- 2 届出を行う評価料(届出を行う項目に図を記載すること)
 - □ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
 - □ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
 - ※ 両方を届け出る保険医療機関にあっては、両方とも☑を記載すること。
- 3 届出年月日 令和 年 月 日

◎算定に関する事項

- 4 ベースアップ評価料算定期間
 - ① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 年 月
 - ② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月)

令和 年 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定可能。

5 外来·在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2~10参照

点数表の項目

算定回数

医	3	初診料等	
科点	4	再診料等	
数表	5	訪問診療料(同一建物以外)	
衣	6	訪問診療料(同一建物)	
歯	7	初診料等	
科点	8	再診料等	
数表	9	歯科訪問診療料(同一建物以外)	
衣	10	歯科訪問診療料(同一建物)	回

- ⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額
- ※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。
- ① 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み (①の1か月当たりの金額を含む)

0 円

円

◎賃金改善に関する事項

- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意11参照。
- 6 賃金改善実施期間

 - ※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

「③届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

- 7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額
 - ⑤ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

⑥ ⑤に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない)

(参考) 法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安

円 円 0 円

※「⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度において賃金改善を開 始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。 ※「⑮⑮・に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額」には、基本給等の増加に伴って増加する年間の賞与及び時間外手 当の増加見込み額を賃金改善実施期間の月数で除した金額を記載すること。

賞与がベア等と連動していない場合には、⑥のうち賞与の相当分は0とすること。

時間外手当等については、労働基準法等の定めに従って支給する必要があるが、現時点で対象職員の時間外労働等の時間が不明である場合には、16のうち時間外手当等の相当分は0として計算して構わない。

※「(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安」は、「⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」及び「⑯⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額」の合計額に法定福利費(事業主負担分等を含む)の概算額として16.5%を加えた金額を計算したものであり、「⑫1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み」を上回るようにすること。ただし、翌年度の賃金の改善のために算定金額の一部を繰り越す場合には、別添の「賃金改善計画書」の「(4)翌年度への繰越額」に計算される金額を参考に、翌年度の賃金改善計画を作成すること。

【記載上の注意】

- 1 本様式において、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」 及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。
- 2 直近1か月間の算定回数が通常の月の状況と大きく異なる場合には、直近3か月間平均の算定回数など、 合理的な方法による計算として差し支えない。
- 3「③初診料等」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - 医科点数表区分番号(以下4~6において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料
 - · 区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ
 - 区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)
- 4「④再診料等」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - · 区分番号A001に掲げる再診料
 - 区分番号A002に掲げる外来診療料
 - 区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
 - ・ 区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
 - ・ 区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - 区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
 - 区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
 - · 区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
 - 区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
 - 区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 5「⑤訪問診療料(同一建物以外)」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・ 区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1のイ若しくは2のイ
 - 区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)

- 6「⑥訪問診療料(同一建物)」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・ 区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
 - ・ 区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)
- 7「⑦初診料等」については、歯科点数表区分番号(以下8~10において、単に「区分番号」という。) A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 8「⑧再診料等」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - · 区分番号A002に掲げる再診料
 - ・ 区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - · 区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - 区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 9「⑨歯科訪問診療料(同一建物以外)」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の
 - 1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 10「⑩歯科訪問診療料(同一建物)」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・ 区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
 - ・ 区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
 - ・ 区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
 - ・ 区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
 - ・ 区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
 - ・ 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・ 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19
- 11 ベースアップ評価料の対象職種は以下のとおり。

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、

義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、

衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、

救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、 その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)

12 本様式と合わせて別添の「特掲診療料の施設基準に係る届出書」及び「賃金改善計画書」を地方厚生(支) 局へ提出すること。

賃金改善計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 1昔	全改	・悪宝	'in	跙	뱜

令和 月 ~ 令和 年 月 ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 7ヶ月

- ※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、 定期昇給は含まない。

II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(2)の期間中】

(3) 算定金額の見込み	0 円
(4)翌年度への繰越予定額	0 円
(5) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	0 円
(6) 算定金額の見込み (繰越額調整後) 【(3) - (4) + (5)】	0 円

Ⅱ-2. 当年度における対象職員の賃金改善の見込み額【(1)の期間中】

(7) 全体の賃金改善の見込み額	0 円
(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(6)の再掲】	0 円

Ⅲ. 対象職員(全体)の賃金改善の見込み額に係る事項

(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1か月分) 0円

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

【記載上の注意】

- 1 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」及び「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」のことをいう。
- 2 「(1)賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月 までの期間をいう。
- 3 「(2)ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 4 「(6) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 5 「(7)全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、 「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
 - この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員 の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 6 「(9)基本給等に係る賃金改善の見込み額(1か月分)」については、【賃金改善実施期間(1)の開始月」における対象職員(全体)の 1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

特掲診療料の施設基準に係る届出書

連絡允	先								
担当	当者氏名:								
電記	舌番号 :								
(届出	事項)								
								7施設基準(に係る届出
チェッ	ックをしてくだ	さい。すべ	くての基準	隼に適合	していな	い場合には原	量出がで	きません。	
	当該届出を行う意基づくものに限る					に関し、不正	又は不当	iな届出(法 [·]	令の規定に
	当該届出を行う める掲示事項等第								
	当該届出を行う 第72条第1項の 為が認められた。	規定に基づ	く検査等の						
	当該届出を行う に入院基本料の 準に該当する保証	算定方法に	規定する人	入院患者数					
標記	己について、上訂	己基準のす	べてに遃	合してい	るので、	別添の様式	を添え ⁻	て届出します	‡ 。
令和	年		月		日				
	保険医療機関 及び名称	貫・保険	薬局の原	听在地					
				開設者	名				
			殿						

【ベースアップ評価料】

- 問1 従来どおり「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式95及び「賃金改善計画書」を用いて、外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出を行うことは可能か。
- (答) 可能。訪問看護ステーションについても、同様である。
- 問2 外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)と同時に外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)又は入院ベースアップ評価料の届出を新たに行う場合、本事務連絡の別添2を用いて、届出を行うことは可能か。
- (答)不可。この場合には「ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について」 (令和6年9月11日事務連絡)別添1に定める以下の書類の提出が必要。
 - 「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」
 - 〇 「外来・在宅ベースアップ評価料(I)に係る届出書添付書類」又は「歯科 外来・在宅ベースアップ評価料(I)に係る届出書添付書類」(様式95)
- 「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)に係る届出書添付書類」「歯科外来 ・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)に係る届出書添付書類」(様式 96)又は「入 院ベースアップ評価料に係る届出書添付書類」(様式 97)
- 〇 「賃金改善計画書」

また、訪問看護ベースアップ評価料(I)と同時に訪問看護ベースアップ評価料(I)を届け出る場合には、本事務連絡の別添1に定める以下の書類の提出が必要。

- 〇 「訪問看護ベースアップ評価料 (I) の施設基準に係る届出添付書類」(別 紙様式 11)
- 「訪問看護ベースアップ評価料(II)の施設基準に係る届出添付書類」(別 紙様式11)
- 〇 「賃金改善計画書」
- 問3 別添2により、外来・在宅ベースアップ評価料(I)又は歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)を届け出た医療機関が、その翌月以降に外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)又は入院ベースアップ評価料の届出を新たに行う場合も、問2と同様の取扱いとなるのか。
- (答) そのとおり。訪問看護ステーションについても、同様である。

- 問4 令和7年1月以降に「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式95及び「賃金改善計画書」を用いて、外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出を行った医療機関が、その翌月以降に外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)又は入院ベースアップ評価料の届出を新たに行う場合はどのような書類が必要となるのか。
- (答) 問2に記載されている書類が必要となる。訪問看護ステーションについて も、同様である。

ただし、令和7年2月より前に外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の算定を開始している医療機関又は訪問看護ベースアップ評価料(I)の算定を開始している訪問看護ステーションは、「ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について」(令和6年9月11日事務連絡)別添2の問3のとおりである。

なお、修正した「賃金改善計画書」の提出は必須ではないが、再度地方厚生 (支)局長に提出しても差し支えない。

(参考) 令和6年9月11日事務連絡別添2の問3

問3 外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)を届け出ている医療機関又は訪問看護ベースアップ評価料(I)を届け出ている訪問看護ステーションが、その翌月以降に外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、入院ベースアップ評価料又は訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の届出を新たに行う場合は、どのような届出が必要か。

答 それぞれ以下のとおり。

- 保険医療機関(医科)については、「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)に係る届出書添付書類」又は「入院ベースアップ評価料に係る届出書添付書類」の届出が必要
- 保険医療機関(歯科)については、「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)に係る届出書添付書類」 又は「入院ベースアップ評価料に係る届出書添付書類」の届出が必要
- 訪問看護ステーションについては、「訪問看護ベースアップ評価料(II)の 施設基準に係る届出添付書類」の届出が必要

- 問5 本事務連絡による訪問看護ベースアップ評価料の届出様式の改定趣旨如何。
- (答) 届出を行う訪問看護ステーションの負担を軽減し、円滑な届出を可能とする 観点から、以下について改定を行った。
- 〇 「賃金改善計画書」の基本給等総額における、「医療保険の利用者割合」を 乗じる計算処理の削除。
- 〇 「賃金改善計画書」のベースアップ評価料対象外職種の基本給等に係る事項 における、給与総額の記載項目の削除。
- 〇 「賃金改善計画書」の基本給等に係る事項における、職種グループ別の記載 項目の削除。
- その他、記載上の注意等の文言に係る修正。

なお、既に届出を行った訪問看護ステーションは、改定後の様式で改めて届出 を行う必要はない。また、改定前の様式で届出を行うことも可能である。